

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月29日
【会社名】	スリープログループ株式会社
【英訳名】	ThreePro Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高野 研
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 佐々木 隆宏
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目21番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役高野研及び最高財務責任者佐々木隆宏は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成21年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社12社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3を超える事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売掛金及び人件費に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

なお、連結子会社である株式会社ウィザードは、評価範囲に含めていません。同社は、平成21年10月20日付で株式を取得し子会社となったものであり、株式の取得が会社の連結会計年度末日直前に行われたため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためです。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

信頼性のある連結財務諸表を作成するために、必要なスキルを持つ人材を確保・配置することに努めてきましたが、当連結会計年度末日時点において、結果として必要かつ十分な専門知識を有する人材の確保が十分には出来ませんでした。このため、決算・財務報告プロセスにおける体制の整備が十分ではありませんでした。

また、決算手続において、決算処理方針に準拠しないものがあったこと、会計基準適用の検討、決算書類の記載内容の確認とそれらの承認手続の運用が十分になされなかったことから、監査人から売掛金、投資有価証券の評価、のれんの減損処理、繰延税金資産の計上、貸倒引当金の計上、賞与引当金の取崩処理、連結相殺消去仕訳、単体決算における子会社株式の評価等、決算・財務報告プロセスにおける不備を原因とする多数の重要な処理誤りを指摘されることとなりました。

開示資料の作成においても、科目相違、流動・固定区分の相違及び注記の記載誤り等が指摘されております。

なお、決算・財務報告プロセスにおいて、企業買収等の投資案件に係る社内の事前調査や社外の専門家の意見聴取に基づく企業価値の測定における社内の検討が不十分な面もあり、投資後短期間で、のれんの減損損失を計上することとなりました。

当社は、上記の他にも相当数の処理誤りがあり、これらの誤りが社内の決算・財務報告プロセスにおいて発見できなかったこと、かつ、これらの誤りは財務報告に与える重要性が高いことを勘案し、「重要な欠陥」と判断しました。

当連結会計年度末日までには是正されなかった理由は、必要かつ十分な専門知識を有する人材を承認手続に従事させることができなかったためであります。

財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、決算・財務報告プロセスに係る決算処理方針を徹底し、かつ、人員拡充を含めた体制の整備や外部専門家の活用等により、翌連結会計年度においては、適正な内部統制を整備・運用する方針であります。

また、投資案件については、事前検討の強化すなわち社長室・財務経理部・経営管理室による事前調査、デューデリジェンス等の強化を図り、その検討結果を執行役員会にて確認・評価し、最終的には取締役会にて投資決定することを徹底してまいります。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。